

(設置)

第1条 広陵町総合計画審議会設置条例（令和3年3月広陵町条例第26号）第8条の規定に基づき、総合戦略の策定及び実行に関して審議させるため、広陵町総合計画部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び実行に関すること。
- (2) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 部会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 部会は、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及び報道機関等のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び代理者)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他の理由により、その職務を行うことができないときは、部会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開とする。

3 会議は、委員の半数以上が出席し、又は委任がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。